

岐阜本巣特別支援学校高等部生徒心得

【指導の重点】 互いを認め合う

挨拶・身だしなみ・言葉遣い・時間厳守

1 通学について

(1) 通学方法については、学校に届けた方法で通学すること。尚、自力通学生は、「自力通学届」を担任に提出すること。提出した通学経路に従って通学すること。

※自転車通学者は必ず自転車保険に加入すること。運転の際は、ヘルメットを着用し、雨天時はカッパを着用すること。(傘さし運転は禁止)

(2) 服装を整え、生徒証明書、学用品等を携帯して、始業時間5分前までには登校すること。

(3) 終業後は、速やかに下校すること。

(4) 推奨服(制服)で登下校することを原則とする。儀式行事や学校が指定する日には、推奨服を着用すること。また、公共交通機関を利用して登下校する場合は、推奨服を着用すること。

2 校内生活について

(1) 欠席・遅刻・早退をするときは、保護者または本人からその旨を事前に担任に伝えること。

(2) 無断で校外に出ないこと。

(3) 学校の施設・設備及び用具類は大切に扱うこと。

(4) 生徒間で物品の売買や貸し借り、交換をしないこと。

(5) やむを得ない理由等で金銭や携帯電話を携帯する場合は、登校後担任に預けること。

(6) 教科等にふさわしい服装で授業に臨むこと。

(7) 授業等で必要でない物(ネックレス、ピアス等)は、学校に持ってこない、身に付けないこと。

3 服装等について

(1) 推奨服(制服)が望ましい。但し、生徒の実態に応じて高校生としてふさわしい服装とする。

・衣替えの時期は、各自で判断すること。

・腰パンや膝上スカートは好ましくない。

・カッターシャツの第2ボタンは外さない。

・カッターシャツの下には、体操服でなく肌着を着用することが望ましい。

・寒い時期、登下校時のカーディガン、セーター、コート、ジャンパー等の着用を認める。校内においては、感染症予防等のため換気が必要な場合、着用を認める。ただし、派手な物は着用しないことと、活動の妨げにならないよう大きすぎるサイズ(袖で手が隠れる、ズボンの裾を引きずる等)は着用しない。

(2) 高校生としてふさわしい髪型とする。

(3) 体操服は、規定の体操服が望ましい。

・長袖インナーに半袖体操服を重ねる着方でも可とする。

(4) 上履きと体育館シューズを用意する。

以上のことについて何らかの理由がある場合は、担任に申し出ること。